

別紙第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- （1）輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903 第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）3-4に該当する場合は除く。）
- （2）輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。
- （3）輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。（（1）及び（2）に掲げる場合を除く。）
- （4）液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。

- 2 別紙第1に掲げる化学物質のうち、標準物質（日本産業規格（JIS）Q0030に定められるもの）として用いられるもの（標準物質作製のための原料として用いられるものを除く。）

ただし、上記に該当するものであっても、当該標準物質又はこれに含有される化学物質について、認証機関が発行した証明書、これらの物質の製造業者が作成した技術資料（製品のパンフレットを含む。）又は日本産業規格（JIS）Z7253に基づく安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）等において、標準物質であることが確認できない場合は輸出承認を要する。